

# 基本施策名 ⑧ 子育て・子育て支援

## 施策の体系

子育て・子育て支援	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども条例の推進	0811
		子どもを育む活動の支援	0812
		児童館活動・施設の充実	0813
	保育サービス等の充実	幼児教育・保育サービスの充実	0821
		保育施設の充実	0822
		放課後児童健全育成の充実	0823
	地域の子育て支援体制づくり	子育て支援拠点の充実	0831
		相談支援体制の充実	0832
		地域ぐるみの子育て支援	0833
	家庭への支援	家庭の育児力・教育力の向上	0841
		子育て世帯への医療費支援	0842
		児童虐待の未然防止・早期発見	0843
		ひとり親家庭の支援の充実	0844
	青少年健全育成	青少年の社会参加の促進	0851
		非行活動防止・健全な地域環境づくりの推進	0852

## 現状と課題

- 本市では、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、2008年(平成20年)12月に子ども条例を制定しました。また、この条例を実行性のあるものとするため、2012年度(平成24年度)に子ども行動計画を策定しました。引き続き、子ども条例の周知や行動計画の施策を推進する必要があります。
- 子育て世代の女性の就業率は上がり続けており、少子化が進んでいく中であっても、特に、3歳未満児を中心に保育需要は増え続けています。
- 本市においては、保育園の待機児童の解消を図るために早くから幼保連携を進め、2015年度(平成27年度)からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い市内の学校法人及び社会福祉法人の協力を得て認定こども園や保育園、小規模保育事業所を設置し、より多くの子どもが保育を利用できる環境づくりに努めてきました。
- 2019年(令和元年)10月からの制度改正により幼児教育・保育の無償化が行われましたが、今後も、本市の特徴である質の高い就学前の幼児教育・保育を提供するため、また、増大する保育需要に対応するためにさらなる公立保育園と民間保育施設との連携を進め、必要なサービスの量と質の確保に努める必要があります。
- また、公立保育園では施設の老朽化に対応するため、公共施設再配置計画に沿って計画的に施設の改修や更新を進める必要があります。
- 児童の健全育成では、2015年度(平成27年度)に策定した放課後子ども総合プラン基本方針に基づき、放課後児童クラブの学校敷地内等への移設を進めており、3つの小学校区の整備が完了しました。今後は、残りの2校区の移設を行い、小学校6年生まで対象拡大を進める必要があります。一方、放課後子ども教室との一体的な実施についても課題となっています。
- 核家族化や地域コミュニティの弱体化に伴い、家庭や地域において子育ての知恵や経験を共有することが困難になっており、育児家庭の孤立化が問題となっています。子育ての悩みを抱え込まずに相談や交流ができ、地域の子育て関連情報の提供や子育てに関する講習を行う地域の子育て支援拠点の役割が重要になっています。また、児童虐待が社会問題化しているため、育児不安の解消や児童虐待の防止に努める必要があります。
- 子ども医療費の助成については、2012年度(平成24年度)から支給対象者を中学校3年生までとしていますが、県内において、一部支給対象者を拡大する動きがあります。
- 経済的に困難な状況に陥りやすいとされているひとり親家庭においても、安定した生活が送れ、子どもが安心して保育や教育を受けられるような支援策を充実させる必要があります。
- 青少年を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、ひきこもり、不登校、ニートなどが大きな課題となっています。また、スマートフォンの急速な普及に伴い、青少年にとって有害な情報が氾濫し、SNSに起因する犯罪被害の拡大やゲーム依存症など、インターネットの利用に係る問題は深刻さを増しています。
- 地域社会のつながりが希薄化する中、青少年の健全育成には、家庭、学校、地域社会が成長を支える存在として、つながりながらその役割を果たし、地域全体で育む社会づくりが求められています。

## 施策がめざす将来の姿

- すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動しています。
- 地域や子育てに関わる機関が連携して子育て世帯に寄り添った支援がなされ、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまちになっています。
- 家庭・学校・地域の中で、青少年が社会を構成する重要な「主体」として尊重され、豊かな人間性と社会性を身につけて成長しています。

## 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合	<b>30.8%(H30)</b>	<b>38.0%</b>	<b>40.0%</b>
子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合	<b>77.7%(H30)</b>	<b>83.0%</b>	<b>85.0%</b>
自分も社会のために役立ちたいと思う中学生の割合	<b>75.0%</b>	<b>78.0%</b>	<b>80.0%</b>



総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

施策の内容

(1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

個別施策:①子ども条例の推進	
内容	子ども条例の趣旨・内容について市民等の理解を深め、実行へ移していくために、学校での「子どもの権利を考える週間」の授業や市の行事等を通じて市民への周知に努めます。また、子ども条例に基づく、子どもの施策に関する行動計画により、子どものための居場所の確保や施設の活用など、具体的な施策を推進します。
個別施策:②子どもを育む活動の支援	
内容	子ども会、ボランティア団体、地域団体等との協力や連携を図り、子どもたちが地域の行事等に主体的に参加できるよう支援します。
個別施策:③児童館活動・施設の充実	
内容	遊びを通して子どもたちの健やかな成長を促進するため、地域の人たちとも協力をしながら、子どもの身近な施設としての役割を充実します。また、中高生の居場所としての活用が図れるように検討を進めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども行動計画推進事業</li> <li>◆子ども条例啓発事業</li> </ul>

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子ども条例を知っている市民の割合	<b>21.7%(R2)</b>	<b>30.0%</b>	<b>35.0%</b>
児童館利用者数(放課後児童クラブを除く7館月平均)	<b>1,219人</b>	<b>1,300人</b>	<b>1,400人</b>

(2) 保育サービス等の充実

個別施策:①幼児教育・保育サービスの充実	
内容	すべての子どもが質の高い幼児教育や保育を受けられるよう公立保育園と私立の幼稚園や認定こども園等の民間保育施設とのさらなる連携を進めるとともに、引き続き保育園送迎ステーションといった本市独自の事業や、一時保育、病児・病後児保育、休日保育などの保育サービスの充実に努めます。
個別施策:②保育施設の充実	
内容	保育環境の向上のため、老朽化している施設について、計画的に改修を行うとともに、公共施設再配置計画に基づき、統廃合や複合化を伴う建て替えを進め、施設の充実に努めます。
個別施策:③放課後児童健全育成の充実	
内容	子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、放課後児童クラブの学校敷地内等への移設と対象拡大を進め、事業の充実に努めます。また、放課後子ども教室との一体的な実施について検討します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども・子育て支援事業計画推進事業</li> <li>◆保育園施設整備事業</li> </ul>

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
待機児童数(保育園)	<b>0人</b>	<b>0人</b>	<b>0人</b>
放課後児童クラブの利用定員数	<b>375人</b>	<b>460人</b>	<b>460人</b>

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

### (3) 地域の子育て支援体制づくり

個別施策:①子育て支援拠点の充実	
内容	子育て支援センターや保健センター、公立保育園が中心となって、地域交流センター、多世代交流センター、児童館、認定こども園などの子育て支援施設が連携し、乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場としての居場所づくりを進めます。
個別施策:②相談支援体制の充実	
内容	保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、子育て支援センターと保健センターにおいて利用者支援事業を実施し、子育て支援サービスに関する情報提供や相談・助言等を行うとともに、保育園や認定こども園、幼稚園、児童館等の子育て支援施設が連携して気軽に相談できる体制づくりを進めます。
個別施策:③地域ぐるみの子育て支援	
内容	地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル活動の育成及び支援を進めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育て支援センター事業</li> <li>◆ファミリー・サポート・センター事業</li> </ul>

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育て支援センター利用者数	17,309人	19,600人	22,000人
ファミリー・サポート・センター 援助会員数	74人	80人	85人

### (4) 家庭への支援

個別施策:①家庭の育児力・教育力の向上	
内容	家庭において基本的な生活習慣や育児に関する知識を身につけ親子のコミュニケーション力を高めることができるよう保健センターや子育て支援センターなどにおいて、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の育児力・教育力の向上に努めます。
個別施策:②子育て世帯への医療費支援	
内容	子どもたちが安心して医療が受けられるよう医療費の一部を支給します。
個別施策:③児童虐待の未然防止・早期発見	
内容	家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業 <sup>*1</sup> を推進し、地域ぐるみの見守りを行います。
個別施策:④ひとり親家庭の支援の充実	
内容	ひとり親家庭の自立の促進と経済的負担の軽減を図るため、就労や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業や医療費支給事業等を通して、きめの細かい支援を実施します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育て・親育ち推進事業</li> <li>◆家庭児童相談事業</li> <li>◆赤ちゃん訪問事業</li> <li>◆母子・父子自立支援事業</li> <li>◆子ども医療費支給事業</li> <li>◆母子・父子家庭医療費支給事業</li> </ul>

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
子育て・親育ち講座受講者数	2,007人	3,000人	3,100人
子育て支援講習会参加者数	527人	660人	780人
ひとり親家庭相談件数	185件	200件	200件

総合計画の  
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも  
安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな  
人を育むまち

利便性が高く魅力的で  
活力あふれるまち

環境にやさしい  
うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による  
持続可能なまち

資料編



(5) 青少年健全育成

個別施策:①青少年の社会参加の促進	
内容	青少年の豊かな人間性を育むとともに、次代を担う人材の成長を促すため、年齢や成長段階に応じた居場所や活躍の機会の充実を図り、地域や社会活動への参加促進を図ります。
個別施策:②非行活動防止・健全な地域環境づくりの推進	
内容	学校、地域、青少年問題協議会専門委員会等の関係機関と連携して、青少年の非行防止やインターネットトラブルなどの犯罪に巻き込まれないために、社会情勢の変化に応じた啓発やパトロール活動、相談窓口のPRなどを通じて、健全な地域環境づくりを推進します。

主要事業	◆青少年健全育成啓発事業
------	--------------

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
青少年健全育成啓発事業参加人数	184人	200人	230人

**関連する計画・条例**

- 第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)
- 岩倉市子ども行動計画(平成30年度～令和4年度)
- 岩倉市教育振興基本計画(平成29年度～令和8年度)
- 岩倉市公共施設長寿命化計画(令和元年度～令和38年度)
- 岩倉市公共施設再配置計画(令和元年度～令和38年度)
- 岩倉市子ども条例

**用語の解説**

※1:赤ちゃん訪問事業  
地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう支援するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する事業。

基本施策名 ⑨ 学校教育

施策の体系			
学校教育	教育内容の充実	計画的な教育行政の推進	0911
		特色ある教育の推進	0912
		教員の指導力向上	0913
		児童虐待やいじめ・不登校等への対応	0914
	安全・快適な教育環境の充実	人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	0921
		学校施設の再整備	0922
		地域とともにある学校運営の推進	0923
		家庭・地域との交流・連携活動の充実	0924
	教育支援の充実	特別支援教育の充実	0931
		家庭への支援	0932
	学校給食	安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	0941
		学校における食育の充実	0942

**現状と課題**

- ・教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保し、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に合わせ、本市では、2015年度(平成27年度)から新教育委員会制度をスタートさせるとともに総合教育会議を設置しています。
- ・また、これまでの教育施策や様々な地域活動、国や県の動向を踏まえ、2017年(平成29年)2月に本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、教育大綱を策定するとともに、同年3月に教育振興基本計画を策定しました。その中で、本市がめざすべき教育目標を明らかにし、学校をはじめ、家庭、地域、行政等すべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進しています。
- ・本市では独自の教育プランを策定し、「子どもは未来のまちづくり人」の精神にのっとり、よりよい社会を形成していく一員としての自覚と力量を備えた、心身ともに健康な子どもたちを育てたいという願いのもと教育活動を実践しています。
- ・家庭・学校・地域における子どもを取り巻く環境が大きく変化することが見込まれる中で、子どもが被害者となる事故や犯罪が増加していることから、次代を担う子どもが安心して健全に成長するため、地域ぐるみで子育てを支援するなどの環境づくりが急務となっています。
- ・児童虐待やいじめ・不登校などの問題が深刻化していることから、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、その未然防止、早期発見・早期解決を図るなど、安心して教育を受けることができるよう支援を行うことが必要になっています。また、各家庭の経済状況による子どもの教育格差が生じないように継続的な経済支援を行う必要があります。
- ・老朽化が進む学校施設においては、主要構造部の耐震化は完了しましたが、引き続き、非構造部材の耐震化や計画的な施設修繕が急務となっています。また、整備にあたっては、社会状況や人口構造の変化に応じた学校の適正規模・適正配置が図れるよう検討する必要があります。
- ・Society 5.0<sup>\*1</sup>時代に生きる子どもたちの未来を見据え、新たな社会に対応できる能力を育成するため、情報機器を道具として使いこなす資質・能力を育み、より豊かな学びを実現していくことが必要になっています。
- ・学校に対する地域の関心は高く、地域に開かれた学校づくりが求められています。そのため、学校運営においては、地域・保護者・学校が共通理解を持ちながら、家庭・地域の教育力を活用し、開かれた学校運営・家庭との交流連携をさらに進めていくことが必要になっています。
- ・近年、発達障がいを含む障がいのある子どもやアレルギーのある子どもが増えていることから、それぞれの子どもに合わせた適切な指導や支援を行うことが必要です。
- ・2016年(平成28年)9月に給食提供を始めた学校給食センターでは、民間のノウハウや専門性、柔軟性を生かすため給食調理及び配送業務等に加え、配膳業務を民間委託しており、調理から配膳まで一貫した衛生管理を行っています。今後は、学校給食の提供を継続的かつ安定的に実施するため、調理設備等の適切な維持管理が必要となります。
- ・本市では、安全でおいしい学校給食の提供を第一に、地産地消や旬の食材等を取り入れ、栄養のバランスだけでなく児童生徒の嗜好にも配慮し、献立の多様化や給食内容の充実に努めてきました。また、2017年(平成29年)9月からは、学校給食における食物アレルギー対応として乳・卵の除去食の提供を行っています。
- ・全小中学校では、栄養教諭等による学年に応じた食指導を行っています。また、食育については家庭での役割が大きいため、献立表や給食だよりを活用した保護者へのより一層の啓発が必要となっています。

総合計画の策定にあたって  
基本構想  
基本計画総論  
基本計画各論  
健やかでいつまでも安心して暮らせるまち  
個性が輝き心豊かな人を育むまち  
利便性が高く魅力的で活力あふれるまち  
環境にやさしい暮らしあふれる安全なまち  
協働と自治による持続可能なまち  
資料編

施策がめざす将来の姿

- 児童生徒一人ひとりが、家庭・学校・地域の中で個性を尊重され、自らの手で未来を切り拓き、心豊かにたくましく育っています。
- 快適な教育環境の中で、児童生徒が安全で安心な学校生活を楽しんでいます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
小中学校の教育活動が充実していると 感じている市民の割合	<b>81.8%(H30)</b>	<b>85.0%</b>	<b>88.0%</b>	

施策の内容

(1) 教育内容の充実

個別施策:①計画的な教育行政の推進	
内容	教育大綱を踏まえて策定した教育振興基本計画の基本理念である「人がまちをつくり、まちが人を育む」を合言葉に、学校をはじめ、家庭、地域、行政等すべての主体が連携しながら、教育振興基本計画の基本目標を共有し、その達成に向けた取組を推進します。また、総合教育会議においては、市長と教育委員会で市の教育課題や将来ビジョン等を共有し、連携して効果的に教育関係施策を推進するため協議・調整を図ります。
個別施策:②特色ある教育の推進	
内容	児童生徒一人ひとりの個性や習熟度に合わせた指導を進めるため、少人数授業やチームティーチング <sup>*2</sup> をはじめ、支援が必要な児童生徒や日本語教育が必要な児童生徒に、きめ細やかな指導体制を充実し、基礎学力の定着や児童生徒が自ら学ぶ意欲の向上に努めます。 また、学校の自主性、自律性を保障する中で、学校ごとに地域の特性を生かした特色のある教育・学校づくりを進めます。さらに、ICT <sup>*3</sup> 環境については、子どもたちが自分の学び方に合った方法を選択し、それぞれの理解の速さや深さに応じて主体的に取り組める環境づくりに努めます。
個別施策:③教員の指導力向上	
内容	教員としてより豊かな人間性の形成や指導力・専門性を向上するため、市内小中学校が連携を図りながら、質の高い学びを確保するための授業の在り方について研究を進めるとともに、経験・職能に応じた教員研修の充実に努めます。
個別施策:④児童虐待やいじめ・不登校等への対応	
内容	家庭・学校・地域が連携し、児童虐待やいじめ・不登校などの未然防止や早期発見、早期解決を図るため、児童相談所等関係機関との連携及び情報共有を徹底します。学校等においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員の配置、適応指導教室などの教育相談の充実を図り、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制を強化します。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育振興基本計画推進事業</li> <li>◆情報教育推進事業</li> <li>◆非常勤講師配置事業(少人数授業等非常勤講師、中学校重点教科非常勤講師、特別支援教育支援員、日本語教育指導員、日本語教育支援員)</li> <li>◆魅力ある学びづくり支援事業</li> <li>◆子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー等設置事業</li> </ul>
------	---

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
子どもが学校生活を楽しんでいると 思っている保護者の割合	<b>93.0%</b>	<b>95.0%</b>	<b>96.0%</b>	
将来の夢や目標を持っている 児童生徒の割合	小学生 <b>79.6%</b>	小学生 <b>87.0%</b>	小学生 <b>87.5%</b>	
	中学生 <b>70.4%</b>	中学生 <b>71.0%</b>	中学生 <b>72.0%</b>	

(2) 安全・快適な教育環境の充実

個別施策:①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	
内容	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の照明器具や窓ガラスなどの非構造部材の耐震化を進めるとともに、バリアフリー化や緑化、照明器具のLED化など、人や環境に配慮した学校施設の整備、適切な維持管理を計画的に進め、安全で快適な教育環境づくりに努めます。また、地域の協力を得ながら登下校時の見守りボランティアなど校外での児童生徒の安全の向上に努めるとともに、安全教育や通学路の安全対策を推進します。
個別施策:②学校施設の再整備	
内容	近い将来見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向けて検討を進めます。また、少子化等の人口構造の変化をはじめ、教育内容・教育方法等の変化、社会状況等に対応して学校規模の適正化を図るために、再整備にあたっては、児童生徒の推移に考慮しながら、児童生徒・保護者・地域の意見を踏まえて検討を進めます。
個別施策:③地域とともにある学校運営の推進	
内容	地域に密着した学校運営による地域ぐるみの教育を進めるために、保護者や地域に対して積極的に情報を発信していくとともに、授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めます。また、学校が家庭や地域と連携し一体となって児童生徒の健やかな成長を図るため、学校評議員制度の継続・充実を進めるとともに、保護者・地域住民が学校と連携して学校運営に参画する学校運営協議会制度 <sup>*4</sup> の導入に向けた検討を行います。
個別施策:④家庭・地域との交流・連携活動の充実	
内容	家庭や地域の有機的な交流・連携による学校教育の充実や地域で学校を支える意識を高めるため、地域の人材を活用した授業やクラブ活動、地域ぐるみの学校ボランティア活動などを推進します。

総合計画の  
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも  
安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな  
人を育むまち

利便性が高く魅力的で  
活力あふれるまち

環境にやさしい  
うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による  
持続可能なまち

資料編

<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校施設整備事業</li> <li>◆地域等人材活用事業</li> <li>◆学校評議員制度</li> <li>◆部活動サポーター事業</li> </ul>
-------------	--

単位施策の成果指標	現状値		
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
教育活動における地域等人材の活用件数	<b>196件</b>	<b>200件</b>	<b>220件</b>
安心して学べる環境づくりに努めていると思う保護者の割合	<b>89.9%</b>	<b>90.0%</b>	<b>91.0%</b>

### (3) 教育支援の充実

<b>個別施策:①特別支援教育の充実</b>	
<b>内容</b>	<p>障がいのある児童生徒一人ひとりの発達状況や特性を把握し、児童生徒が持つ力をより高めるため、個別指導の充実を図るとともに教職員全体の資質向上、さらには医療・福祉関係機関との連携強化に努めます。また、特別支援教育支援員の適正な配置や施設整備等により、より適切な指導に努めます。</p> <p>言語の発達に問題がある児童生徒に対する通級指導(ことばの教室)や発達障がいがある児童生徒に対する通級指導(すずらん教室、そよかぜ教室、南風教室)の充実を図ります。</p>
<b>個別施策:②家庭への支援</b>	
<b>内容</b>	<p>子育て支援を目的とした第3子以降学校給食費の無償化を行うとともに、家庭の経済状況により子どもの教育格差が生じないように、就学援助制度や奨学金制度等の周知を図り、保護者の経済的負担の軽減や継続的な学習環境の支援に努めます。</p>

<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別支援教育支援員配置事業</li> <li>◆通級指導教室事業</li> <li>◆第3子以降学校給食費無償化事業</li> <li>◆就学援助事業</li> </ul>
-------------	--

単位施策の成果指標	現状値		
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
通級指導教室で指導が終了して退級した児童の割合	<b>35.3%</b>	<b>40.0%</b>	<b>45.0%</b>

### (4) 学校給食

<b>個別施策:①安全でおいしい魅力ある学校給食の提供</b>	
<b>内容</b>	<p>児童生徒の健康の増進及び健全な発育を促すために、安全で良質な給食用食材の選定や施設等の徹底した衛生管理、適切な維持管理により安全・安心な学校給食を提供します。また、食物アレルギーへの対応やセレクト給食等多様な献立による、おいしい魅力ある学校給食の充実を図ります。</p>
<b>個別施策:②学校における食育の充実</b>	
<b>内容</b>	<p>児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、栄養バランスのとれた食事、食事マナーの向上を図るために、栄養教諭等による児童生徒への食に関する指導や保護者への啓発を行い、学校給食を通じた食育の推進に努めます。また、学校給食において地産地消を進めるとともに、食の情報発信を積極的に行います。</p>
<b>主要事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校給食センター管理運営事業</li> <li>◆多彩な献立提供</li> <li>◆学校における食指導</li> </ul>

単位施策の成果指標	現状値		
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
県内産野菜の使用割合(重量ベース)	<b>38.6%</b>	<b>43.0%</b>	<b>45.0%</b>
給食時間が楽しいと思う児童生徒の割合	<b>82.6%(H29)</b>	<b>85.0%</b>	<b>87.0%</b>

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画(平成29年度～令和8年度)
- 岩倉市第5次教育プラン(平成29年度～令和3年度)
- 第3期岩倉市食育推進計画(令和2年度～令和6年度)
- 岩倉市公共施設再配置計画(令和元年度～令和38年度)
- 岩倉市学校施設長寿命化計画(平成30年度～令和38年度)
- 岩倉市子ども条例
- 岩倉市健幸づくり条例

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健康でいきいきと暮らすまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編



## 基本施策名 ⑩ 生涯学習

### 施策の体系

生涯学習	生涯学習の充実	生涯学習の普及・啓発	1011
		市民ニーズに応じた生涯学習講座の充実	1012
		生涯学習環境の充実	1013
		自主的な生涯学習のサポート体制の充実	1014
	図書館の充実	図書館資料の充実	1021
		子どもの読書活動の推進	1022
		利用しやすい図書館づくり	1023

### 現状と課題

- ・「人生100年時代」「超スマート社会(Society5.0)の実現」に向けて社会が大きな転換点を迎えようとする中、自分らしく、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を築いていくために、生涯学習の果たす役割はますます重要性を増しています。
- ・本市では、2017年(平成29年)3月に策定した教育振興基本計画の基本目標の一つとして「生涯を通じた学び合いの定着」を掲げ、誰もが生涯学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう学習機会の充実や環境の整備を図り、生涯学習施策を進めています。
- ・生涯学習活動の拠点施設の一つである生涯学習センターは、適正な評価を行いながら指定管理者制度<sup>\*1</sup>のもと安定した管理運営が行われ、文化協会、生涯学習サークルをはじめ多くの市民に利用されています。
- ・また、指定管理者の実績やノウハウを最大限に生かし、多様化、高度化している市民ニーズに対応した生涯学習講座を開催しています。今後も市民ニーズを適切に把握した講座の企画が求められています。
- ・超高齢社会にある中、地域で活動しているNPOや市民団体の担い手不足が課題となっていることから、生涯学習活動が「自分のための学習」ととどまらず、生涯学習の最終的な目標である「自己実現・社会貢献」へと発展させ、社会参加へとつなぐ統括的な仕組みづくりが必要とされています。
- ・生涯学習は自らの教養を高めることや生きがいづくり、仲間づくりにもつながるため、楽しみながら学ぶことができる生涯学習活動の機会を充実していくことが大切です。
- ・図書館は幅広い図書等の収集やインターネット環境の整備、県及び他市町村図書館との相互利用により利用者の利便性は向上していますが、今後は、ますます多様化する利用者の求めに応じるために、情報提供のあり方や読書人口の増加につながる取組を研究する必要があります。
- ・すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、保護者、図書館、図書ボランティア、学校などがそれぞれの役割の中で子どもの読書活動を推進する必要があります。

### 施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動を行い、地域の中で豊かに暮らしています。
- 本を読む市民が増え、図書館は学びの場・地域の情報拠点として親しまれています。

### 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生涯学習に取り組む市民の割合	<b>22.4%(H30)</b>	<b>25.0%</b>	<b>30.0%</b>
1年以内に図書館を利用したことがある市民の割合	<b>27.1%(R2)</b>	<b>30.0%</b>	<b>33.0%</b>

### 用語の解説

- ※1:Society 5.0  
狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すものであり、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として日本が提唱する未来社会のコンセプト。IoT<sup>\*5</sup>、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。
- ※2:チームティーチング  
複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する方法。
- ※3:ICT  
Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
- ※4:学校運営協議会制度  
保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み。
- ※5:IOT  
Internet of Thingsの略。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

総合計画の  
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも  
安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな  
人を育むまち

利便性が高く魅力的で  
活力あふれるまち

環境にやさしい  
うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による  
持続可能なまち

資料編



施策の内容

(1) 生涯学習の充実

個別施策:①生涯学習の普及・啓発	
内容	生涯学習の必要性・重要性を広く市民に周知するため、広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、生涯学習に関する情報を集約して市民にわかりやすく発信するほか、生涯学習センターフェスティバル等のイベントを通じた効果的な情報発信に努めます。
個別施策:②市民ニーズに応じた生涯学習講座の充実	
内容	多様化、高度化する市民ニーズの把握に努め、市民による自主企画講座や高校・大学などと連携した講座、既存の公共施設を有効活用した身近な場やオンラインでの講座の実施など、講座内容・学習機会の充実を図ります。
個別施策:③生涯学習環境の充実	
内容	本市の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターにおいて、指定管理者の運営のもと、多様な世代を含む幅広い市民が利用しやすい環境の充実に努めます。
個別施策:④自主的な生涯学習のサポート体制の充実	
内容	市民の生涯学習活動を創出、活性化するため、生涯学習サークル登録制度の適正な運用を図るとともに、サークル活動の発表や相互交流の場の創出に努めるなど、自主的なサークル・団体の育成・支援を図ります。また、生涯学習講座などで得た知識や技能等を地域づくり等の活動に生かせるよう市民の社会参加への支援に努めます。

主要事業	◆生涯学習講座
	◆生涯学習センターフェスティバル
	◆生涯学習センター管理運営事業

目標指標

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生涯学習の場やメニューの内容・数に満足している市民の割合	92.4%(R2)	93.0%	93.5%
生涯学習センター利用件数	7,115件	8,500件	9,000件

(2) 図書館の充実

個別施策:①図書館資料の充実	
内容	市民の読書活動を推進するために、市民が求める図書資料の充実と同時に、インターネットを介したサービスの拡充による利便性の向上を推進し、図書館を学びの場・地域の情報拠点とします。
個別施策:②子どもの読書活動の推進	
内容	おはなし会や子ども向けイベント等を充実し、子どもが本に親しむ機会を創出します。また、小中学校、児童館、保育園、市民ボランティア等と連携して子どもの読書活動を推進します。
個別施策:③利用しやすい図書館づくり	
内容	図書館を市民の学びの場・地域の情報拠点とするために、図書館の基本的機能である資料の収集、整理、保存、提供の充実を図るとともに、資料やその利用方法についての情報提供を積極的に行います。レファレンスサービス <sup>※2</sup> について積極的に周知するとともに、職員の技術向上とサービスの充実をめざします。

主要事業	◆子どもの読書活動推進事業
	◆図書館電子情報システム運用管理事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
児童向け図書の貸出数 (絵本・紙芝居を含む)	99,896点	110,000点	120,000点
市民一人当たりの蔵書数	3.6冊	3.6冊	3.6冊

**関連する計画・条例**

- 岩倉市教育振興基本計画(平成29年度～令和8年度)
- 岩倉市子ども読書活動推進計画(令和3年度～令和7年度)

用語の解説

- ※1:指定管理者制度  
民間の能力を活用し、公の施設の管理を効果的かつ効率的に行うことを目的に、その管理運営を地方公共団体の指定する者(指定管理者)が代行する制度。
- ※2:レファレンスサービス  
図書館利用者の求めに応じ、その調査・相談等に対し、図書館資料等を使って援助すること。参考業務とも言う。

総合計画の  
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健康でいきいきと  
安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな  
人を育むまち

利便性が高く魅力的で  
活力あふれるまち

環境にやさしい  
うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による  
持続可能なまち

資料編

基本 施策名 ⑪ 市民文化活動

施策の体系

市民文化活動	(1)生涯学習の充実	文化・芸術の振興	1111
		市民の文化・芸術活動への支援	1112
		文化協会等への活動支援	1113
	音楽のあるまちづくりの推進	セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップ維持・発展	1121
		ジュニアオーケストラの運営	1122
		音楽鑑賞機会の充実	1123

現状と課題

- 本市では、2017年(平成29年)3月に策定した教育振興基本計画の基本目標の一つとして「文化・芸術を育む風土の醸成」を掲げ、市民が文化・芸術活動を通じて心豊かな生活を送ることができるよう文化・芸術事業を推進しています。
- 本市では、市民が、身近な施設で優れた文化・芸術にふれる機会として、文化講演会、市民芸術劇場、ロビーコンサート等を開催しています。
- 文化芸術活動をしている市民の発表の機会として、市民文化祭、市民音楽祭、市民茶会を開催するとともに、自主的な発表の場として、市役所のミニステージやギャラリー等が活用されています。
- 生涯学習センターは、生涯学習活動の拠点であると同時に、文化活動の発表や交流の場として市民が主体的に活用し、市民文化を創造していく拠点となっています。
- 「音楽のあるまちづくり」はセントラル愛知交響楽団との連携の中で30年の蓄積があり、ポップスコンサート、市役所ロビーコンサートなどが市民の間で定着しています。ジュニアオーケストラなど青少年育成とも関連した音楽文化振興は、本市の大きな特色となっており、今後とも、市民・音楽家・行政の協働により進めていく必要があります。
- 岩倉市文化協会をはじめ文化活動団体の多くは、会員の減少や高齢化による後継者不足が課題となっており、団体の減少、文化事業の存続等に影響を与えていくことが考えられるため、新規会員や新規団体の加入促進を図り、団体活動を活性化していくことが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 生涯学習センターなどの身近な場で、文化・芸術活動が活発に行われ、市民団体や市民が様々なつながりを生かしながら、自主的な活動を発展させています。
- 市民の多くが音楽をはじめとする多様な文化・芸術に気軽に親しみ、住むことを誇りに思えるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度(令和元年度)	2025年度(令和7年度)	2030年度(令和12年度)
文化・芸術の振興や市民文化活動が活発に行われていると思う市民の割合	84.0%(H30)	86.0%	88.0%

施策の内容

(1)生涯学習の充実

個別施策:①文化・芸術の振興	
内容	文化・芸術意識の高揚を図るため、身近な施設で質の高い鑑賞・観覧機会を設ける等、市民が多様な文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。
個別施策:②市民の文化・芸術活動への支援	
内容	市民の自主的な文化・芸術活動を活性化するため、創作・発表の機会の充実を図るとともに、運営・財政両面の支援を継続し、団体の育成と自主的な活動の活性化に努めます。
個別施策:③文化協会等への活動支援	
内容	文化協会が今後とも市民の手による文化活動推進の担い手となるよう、活動の活性化につながる情報の提供や若い世代で活動している新規団体の加入促進など、組織の自立と拡大のための支援に努めます。

主要事業

- ◆文化講演会・市民芸術劇場
- ◆市民文化祭・市民音楽祭
- ◆まちづくり文化振興事業助成事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度(令和元年度)	2025年度(令和7年度)	2030年度(令和12年度)
市民文化祭市民展出品者数	442人	450人	450人
文化協会加入者数	438人	600人	600人



総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編



(2) 音楽のあるまちづくりの推進

個別施策:①セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップ維持・発展	
内容	セントラル愛知交響楽団とこれまで築き上げてきたパートナーシップの維持・発展に努め、コンサートの開催や小中学生への音楽指導を通じた市民・音楽家・行政による音楽のあるまちづくりを推進します。
個別施策:②ジュニアオーケストラの運営	
内容	音楽を通じた青少年育成のため、音楽のあるまちづくり事業の中心的な存在としてジュニアオーケストラの運営と各種コンサートへの出演等の活動を支援します。
個別施策:③音楽鑑賞機会の充実	
内容	セントラル愛知交響楽団との連携により、ポップスコンサート、岩倉駅コンサート、マタニティコンサート等各種コンサートを実施するとともに、他の音楽家の協力を得て音楽を観賞する機会の充実を図ります。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆音楽文化普及事業</li> <li>◆ジュニアオーケストラ運営事業</li> </ul>

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度(令和元年度)	2025年度(令和7年度)	2030年度(令和12年度)
ジュニアオーケストラ団員数	35人	40人	40人
ロビーコンサート来場者数	591人	700人	800人

**関連する計画・条例** ■岩倉市教育振興基本計画(平成29年度～令和8年度)

基本施策名 ⑫ 文化財の保護・継承

施策の体系			
文化財の保護・継承	文化財の保存と活用	遺跡・文化財の保護・継承	1211
		収蔵品の整理と資料の活用	1212
		地域学習の推進	1213
	山車文化の継承	山車文化の継承と情報発信	1221
		山車の維持・保存	1222

現状と課題

- ・本市では自治基本条例において、山車をはじめとした地域資源の継承に努めると定めており、また2017年(平成29年)3月に策定した教育振興基本計画においては「地域の歴史・文化の次世代への継承」を基本目標に掲げ、地域固有の伝統文化の保護・継承に努めています。
- ・2019年度(令和元年度)末時点の市と県が指定する文化財は、市内に18件あります。文化財は、古くからの歴史や文化を理解するために欠くことができない貴重な資産であるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。このようなことから、文化財を保存して次世代に継承することはもとより、積極的に公開・活用を行うことが求められています。
- ・市内には県指定史跡である大地遺跡をはじめ、多くの遺跡が散在しているため、住宅建築や公共工事等開発に伴う調査を適切に実施し、遺跡の保護に努める必要があります。
- ・2019年度(令和元年度)から2022年度(令和4年度)まで、川井野寄工業団地開発に伴い、下田南遺跡の発掘調査を実施しています。
- ・市指定文化財である3台の山車は、江戸時代の1620年代にそれぞれ建造されており、本市の山車文化が始まってから400年を迎えます。
- ・3台の山車は、1991年(平成3年)に復活を願う市民の気運が高まり復元し、1992年(平成4年)から岩倉桜まつりにあわせ山車巡行が始まりました。岩倉桜まつりでの山車巡行・展示や江戸時代からの伝統に基づく夏まつりでの山車披露など、岩倉市山車保存会、3町各山車保存会と協力し、山車の保護・継承に努めています。
- ・岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数の減少が進んでいますが、山車文化を継承していく上では、岩倉市山車保存会の活性化が不可欠となっています。また、山車は復元から30年余り経過し、主要な構造部分にも傷みが生じてきているため、山車の継承のためには、今後、適切な保全に努めていく必要があります。
- ・郷土資料室において、市民の協力を得ながら寄贈を受けた古民具のデータベース化・修復・展示等を行っていますが、収蔵スペースや保管・管理体制、展示方法について十分とはいえません。
- ・文化財保護の取組を進めるためには、専門家の協力や市民の理解・協力が不可欠です。人材面では、専門性を有する職員の不足や文化財の知識を有する市民の高齢化などが課題となっています。

施策がめざす将来の姿

- 貴重な文化財が守られ、後世に受け継がれています。
- 市民が地域固有の文化財や伝統文化、歴史に親しみ、自分たちの郷土として、このまちに愛着を感じ、誇りを持っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度(令和元年度)	2025年度(令和7年度)	2030年度(令和12年度)
遺跡・文化財の保護・活用に満足している市民の割合	85.4%(H30)	86.0%	88.0%

総合計画の策定にあたって  
基本構想  
基本計画総論  
基本計画各論  
健やかでいつまでも安心して暮らせるまち  
個性が輝き心豊かな人を育むまち  
利便性が高く魅力的で活力あふれるまち  
環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち  
協働と自治による持続可能なまち  
資料編



施策の内容

(1)文化財の保存と活用

個別施策:①遺跡・文化財の保護・継承	
内容	専門家や市民の協力を得ながら、遺跡、市指定文化財、その他の主な文化財の適切な管理に努めるとともに、必要な場合は指定を行うなど、遺跡・文化財の発掘と保護・継承に努めます。また、主要遺跡、指定文化財、その他の主な文化財を適切に保護するため、専門性を有する職員の確保に努めます。
個別施策:②収蔵品の整理と資料の活用	
内容	市民が地域固有の文化財、伝統文化、歴史への理解を深め、保護・継承への意識を高められるよう、専門家や市民の協力を得ながら郷土資料室等の収蔵品の整理及びデータベース化を進めるとともに、データ化した資料をはじめとした歴史資料を活用し、インターネットで公開するなど、展示・公開の充実を図ります。
個別施策:③地域学習の推進	
内容	郷土への愛着とそこに住む誇りを高めるため、市民団体や学校と協力し、郷土の歴史、文化・文化財に関する講座の充実、子どもたちへの地域学習の推進により、担い手の育成に努めます。

主要事業	◆文化財データベース化事業
	◆文化財展示・PR事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
指定文化財件数	18件	19件	20件
文化財・収蔵品データベース化進捗状況	47.0%	62.0%	77.0%



(2)山車文化の継承

個別施策:①山車文化の継承と情報発信	
内容	岩倉市山車保存会と連携し、山車やからくり人形の保護、お囃子や山車曳きにふれる機会の創出に努めるとともに、桜まつり等イベントや学校活動を通じた山車文化の効果的な情報発信を行います。また、広く担い手を確保するための取組を支援します。
個別施策:②山車の維持・保存	
内容	市指定文化財である3台の山車の維持・保存のため、計画的な修繕に必要な支援を行います。

主要事業	◆山車巡行・展示事業
------	------------

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
岩倉の山車を知っている市民の割合	94.3%(R2)	95.0%	95.5%

**関連する計画・条例**

- 岩倉市教育振興基本計画(平成29年度～令和8年度)
- 岩倉市自治基本条例
- 岩倉市文化財保護条例

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健康でいきいきと暮らすまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

基本 施策名 **13** スポーツ



施策の体系

スポーツ	スポーツ活動の充実	スポーツの普及と振興	1311
		スポーツ団体の育成・活動支援	1312
	スポーツ環境の整備	スポーツ施設の整備	1321
		学校体育施設等の有効活用	1322

現状と課題

- 国は、2017年度(平成29年度)からの5年間を計画期間とする「第2期スポーツ基本計画」において、すべての人々がスポーツに関わりスポーツの価値を享受できるよう、スポーツ参画人口を拡大して「一億総スポーツ社会」の実現をめざすとしています。
- 本市は、2017年(平成29年)3月に策定した教育振興基本計画において、スポーツをする・見る・支える楽しさが広がり、年齢や性別等、一人ひとりの状況に合わせてスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフの実現をめざすとしています。また、2018年(平成30年)12月に行った「健幸都市宣言」では、手軽に取り組み始める運動や多様なスポーツを自分に合った運動習慣として楽しみながら続けることで、健幸をめざすとしています。
- 体育協会、岩倉スポーツクラブ等、市民が主体となったスポーツ団体やスポーツ推進委員と連携をとりながら様々なスポーツ大会や教室を通じて、スポーツの振興を図ってきました。
- 総合体育文化センターは、2014年度(平成26年度)から指定管理者制度を導入し、指定管理者とともに年間を通じてスポーツ教室、スポーツ大会等を開催し、日常的にスポーツに親しむ機会を提供しています。
- 多くのスポーツ団体において、会員の高齢化が進み、会員数が減少傾向にあります。また、団体の運営に携わる人や指導者が不足していることも課題となっています。
- スポーツ参画人口の増加には、総合体育文化センターをはじめとした既存の市内スポーツ施設を、より有効に活用することが求められます。また、スポーツ施設を長期的な視点で維持管理し、高齢者や障がいのある人でも安全に安心して使うことができるようにするなど施設の充実が求められます。

施策がめざす将来の姿

- スポーツが生活の一部となり、誰もがいつまでもスポーツに親しめる、豊かなスポーツライフが実現できるまちとなっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度(令和元年度)	2025年度(令和7年度)	2030年度(令和12年度)
スポーツの参加機会や振興に満足している市民の割合	<b>81.7%(H30)</b>	<b>82.0%</b>	<b>85.0%</b>
月に1回以上スポーツを行う市民の割合	<b>48.3%(H30)</b>	<b>50.0%</b>	<b>55.0%</b>

施策の内容

(1) スポーツ活動の充実

個別施策:①スポーツの普及と振興

内容 市民がよりスポーツを身近に感じられるように、体育協会、スポーツ推進委員等と連携して地域におけるスポーツの普及・振興を図り、様々な種目のスポーツを気軽に体験できる機会を提供します。

個別施策:②スポーツ団体の育成・活動支援

内容 体育協会、総合型地域スポーツクラブ等の団体を支援し、育成・発展を図るため、施設利用に関する調整を行うなど、活動しやすい環境を整えます。また、団体の指導者育成を支援します。

主要事業

- ◆スポーツ教室
- ◆地域スポーツ交流事業、岩倉市民体育祭、いわくら市民健康マラソン等
- ◆スポーツ指導者養成事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度(令和元年度)	2025年度(令和7年度)	2030年度(令和12年度)
総合型地域スポーツクラブ事業への参加者数	<b>1,990人</b>	<b>2,100人</b>	<b>2,100人</b>

(2) スポーツ環境の整備

個別施策:①スポーツ施設の整備

内容 スポーツ施設におけるバリアフリー化をさらに進め、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、安全管理対策を充実させます。総合体育文化センターでは、指定管理者の運営のもと、施設の適切な維持管理や民間の手法を取り入れた管理運営を行いながら、大規模修繕や将来的な施設の複合化について検討を進めます。

個別施策:②学校体育施設等の有効活用

内容 各小中学校の体育施設を開放し、市民が地域で気軽にスポーツ活動に取り組める環境を提供するとともに、新たなスポーツの活動場所として、民間のスポーツ施設等の活用についても研究していきます。

主要事業

- ◆スポーツ施設の管理・運営

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度(令和元年度)	2025年度(令和7年度)	2030年度(令和12年度)
公共スポーツ施設及び小中学校体育館利用件数	<b>57,724件</b>	<b>65,000件</b>	<b>67,000件</b>

関連する計画・条例

- 岩倉市教育振興基本計画(平成29年度～令和8年度)
- 岩倉市健幸づくり条例

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編